


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件 名	平成29年度東大和市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱			
	外1件について	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
<p>1 要 旨</p> <p>子育て支援部所管の単年度要綱について、以下のとおり継続または新規に制定するものである。</p> <p>(1) 制定する要綱</p> <p>①平成29年度東大和市保育士宿舍借り上げ支援補助金交付要綱（保育課）</p> <p>②平成29年度東大和市業務効率化推進事業補助金交付要綱（保育課）</p> <p>(2) 主な改正点</p> <p>①について（継続）</p> <p>ア 年度改正（平成28年度を平成29年度に改める）</p> <p>イ 補助金算定の対象となる職員要件を、国の補助要件拡大に伴い、採用されてから5年を10年へ拡大</p> <p>②について（新規制定）</p> <p>ア 保育所等におけるシステム導入を推進することで、保育士の業務負担の軽減を図り、保育の質を高めることを目的とする。</p> <p>イ 補助対象額は2,000,000円／（1施設）を上限とする。</p> <p>ウ 平成29年度においては、平成28年度に終了となった国が実施の「業務効率化推進事業補助金」に代わり、東京都が新たに実施する当該事業を活用して補助するものである。</p> <p>エ 平成28年度に国が実施した「業務効率化推進事業補助金」に基づき補助金の交付を受けた施設は対象外とする。</p> <p>(3) 施行日 平成29年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>①補助金算定対象者要件を拡大することにより、さらに一層保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図ることができる。</p> <p>②システム導入費用の一部を補助することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育の質を高めることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>②9月補正 9月議会議決</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。